

那覇市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

那覇市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和2年那覇市条例第6号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下この条及び次条において「法」という。)第68条の5第1項の規定に基づき、無料低額宿泊所(法第2条第3項第8号に規定する事業を行う施設をいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、この条例に定めるもののほか、法及び厚生労働省令(無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準(令和元年厚生労働省令第34号。次条において「基準省令」という。)その他の法第68条の5第2項の規定に基づく厚生労働省令(無料低額宿泊所に係るものに限る。)をいう。次条において同じ。)において使用する用語の例による。

(設備及び運営に関する基準)

第3条 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準は、厚生労働省令(基準省令第12条第6項第5号ロを除く。)に定める基準の例による。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。